

議案第44号

和解及び損害賠償の額を定めることについて

令和元年10月16日午後1時20分ごろ、渋川市渋川2450番5地先県道高崎渋川線において、産業観光部農林課職員運転の公用車（群馬480つ1895）が北に向かって走行中、公用車の前方を走行し、横断歩道手前で停車した[REDACTED]氏が運転する普通乗用車（[REDACTED]所有者同氏）に気付くのが遅れたため、車両後部に追突し、同氏を負傷させ、及び車両後部を破損させたので、地方自治法（昭和22年法律第67号）第96条第1項第12号の規定による和解及び同項第13号の規定による損害賠償の額を定めることについて、次のとおり議会の議決を求める。

令和2年2月14日

渋川市長 高 木 勉

1 和解の内容

当事者 甲 渋川市長 高 木 勉

乙 [REDACTED] [REDACTED]

- (1) 甲は乙に対し、治療費79,935円、慰謝料444,000円、交通費1,440円、車両修理費660,209円及び代車料253,000円、総額1,438,584円を支払う。
- (2) 甲及び乙は、本件に関し、本和解条項に定めるほか、何らの債権債務のないことを相互に確認する。

2 損害賠償額

1,438,584円